明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令（**厚生労働**一三八）　一
○経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**四九）　二
〔告　示〕
○国家戦略特別区域計画を認定した件（**内閣府**一二〇）　四
○国家戦略特別区域計画の変更を認定した件（**同**一二一～一二四）
○日本国に帰化を許可する件（**法務**二七六）
○歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令第二条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める基準（**厚生労働**三〇一）　五
○保安林の指定をする件（**農林水産**一四七八～一四八五）　六
○保安林の指定を解除する件（**同**一四八六～一四九六）　七
○電子情報処理組織による申請等に関する告示の一部を改正する告示（**経済産業**一三四）　八
○経済産業省が関係行政機関として所管する法令に係る電子情報処理組織による申請等に関する告示の一部を改正する告示（**同**一三五）
○都市計画に関する件（**国土交通**一〇八四）　九
○建築基準法の規定による指定確認検査機関の指定を更新する件（**関東地方整備局**二一八）
〔国会事項〕　九
〔叙位・叙勲〕　九
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　一〇
法　務
公証人任免（法務省）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生関係　一二
会社その他　三〇

省　令

○厚生労働省令第百三十八号

歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十七条の二第一項の規定に基づき、歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令を次のように定める。

令和五年十一月七日

厚生労働大臣　武見　敬三

歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令

（この省令の趣旨）

第一条　歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号。以下「法」という。）第十七条の二第一項に規定する、大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験（以下「共用試験」という。）に関しては、この省令の定めるところによる。

（共用試験実施機関の指定）

第二条　共用試験は、厚生労働大臣が指定する機関（以下「共用試験実施機関」という。）が実施するものとする。

2　前項の指定は、共用試験を行おうとする者の申請により行う。

3　厚生労働大臣は、他に第一項の規定による指定を受けたものがなく、かつ、前項の申請が次の各号に掲げる要件（以下「指定要件」という。）を満たしていると認めるときでなければ、共用試験実施機関の指定をしてはならない。

一　職員、設備、共用試験の実施に関する事務（以下「共用試験事務」という。）の実施の方法その他の事項についての共用試験事務の実施に関する計画が、共用試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。